

○自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号）

改正案

現行

（独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件）
 第一条 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令台八十五号）第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件は、次の表の上欄に掲げる自動車（特殊な構造を有するものを除く。）の種類に応じ同表の中欄に掲げる走行キロ数（大型特殊自動車にあつては、走行時間数）以上を、同表の下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

（独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件）
 第一条 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令台八十五号）第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件は、次の表の上欄に掲げる自動車（特殊な構造を有するものを除く。）の種類に応じ同表の中欄に掲げる走行キロ数以上を、同表の下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

自動車の種類	走行キロ数（大型特殊自動車にあつては、走行時間数）		走行条件
	車両総重量（大型特殊自動車にあつては、定格出力）	時間数	
ガソリン又は液化石油ガス等を燃焼するもの 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。	三・五トン以下	（略）	（略）
	三・五トン超	（略）	（略）
軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	（略）	（略）	（略）

自動車の種類	走行キロ数		走行条件
	車両総重量	時間数	
ガソリン又は液化石油ガス等を燃焼するもの 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	三・五トン以下	（略）	（略）
	三・五トン超	（略）	（略）
軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	（略）	（略）	（略）

備考 一(略) 二(略) 三 この表において走行条件Cとは、次に掲げる条件に該当する走行条件をいう。	大型特殊自動車		普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除く。)				専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)
	十九キロワット以上三十七キロワット未満	三十七キロワット以上五百六十キロワット未満	十二トン超	八トン超十二トン以下	三・五トンを超え八トン以下	三・五トン以下	十九キロワット以上五百六十キロワット未満	(略)
	五、〇〇〇時間	八、〇〇〇時間	(略)	(略)	(略)	(略)	五、〇〇〇時間	(略)
	走行条件D	走行条件D	(略)	(略)	(略)	(略)	走行条件C	(略)

備考 一(略) 二(略)	大型特殊自動車		普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除く。)				専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)
	十九キロワット以上三十七キロワット未満	三十七キロワット以上五百六十キロワット未満	十二トン超	八トン超十二トン以下	三・五トンを超え八トン以下	三・五トン以下	十九キロワット以上五百六十キロワット未満	(略)
	五、〇〇〇時間	八、〇〇〇時間	(略)	(略)	(略)	(略)	五、〇〇〇時間	(略)
	走行条件D	走行条件D	(略)	(略)	(略)	(略)	走行条件C	(略)

イ 走行時の原動機の平均負荷率が三十パーセント以上

ロ 原動機を定格回転速度の六十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が八十パーセント以上

ハ 原動機を定格回転速度の九十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が六十パーセント以上

四 この表において走行条件Dとは、次に掲げる条件に該当する走行条件をいう。

イ 走行時の原動機の平均負荷率が四十パーセント以上

ロ 原動機を定格回転速度の六十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が七十パーセント以上

ハ 原動機を定格回転速度の九十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が二十パーセント以上

（国土交通大臣が定める自動車）
第二条（略）

第三条 自動車型式指定規則第三条第四項の国土交通大臣が定める書面は、前条に掲げる自動車について、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定の申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）について、第一条に掲げる走行（同条の表備考第一号に規定する走行条件Aで走行する場合に限る。）により自動車の一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第四号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行を行ったことを証する書面
- 二 前号の走行を行った申請自動車が、次のいずれかの基準に適合していることを証する書面（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）により、次の各号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、当該基準に適合していることを証する書面）
 - イ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第四十一条第一項第一号又は第三号（ただし、二輪自動車にあつては、同項第十七号）の基準
 - ロ 軽油を燃料とする自動車にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第四十一条第一項第七号の基準

附則
（施行期日）

イ 走行時の原動機の平均負荷率が三十パーセント以上

ロ 原動機を定格回転速度の六十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が八十パーセント以上

ハ 原動機を定格回転速度の九十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が六十パーセント以上

四 この表において走行条件Dとは、次に掲げる条件に該当する走行条件をいう。

イ 走行時の原動機の平均負荷率が四十パーセント以上

ロ 原動機を定格回転速度の六十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が七十パーセント以上

ハ 原動機を定格回転速度の九十パーセント以上で運転している走行時間数の割合が二十パーセント以上

（国土交通大臣が定める自動車）
第二条（略）

第三条 自動車型式指定規則第三条第四項の国土交通大臣が定める書面は、前条第二号に掲げる走行について、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定の申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）について、第一条に掲げる走行（同条の表備考第一号に規定する走行条件Aで走行する場合に限る。）により自動車の一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第四号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行を行ったことを証する書面
- 二 前号の走行を行った申請自動車が、次のいずれかの基準に適合していることを証する書面（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十九号）により、次の各号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、当該基準に適合していることを証する書面）
 - イ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第四十一条第一項第一号又は第三号（ただし、二輪自動車にあつては、同項第十五号）の基準
 - ロ 軽油を燃料とする自動車にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第四十一条第一項第七号の基準

第一条 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百一十号)による改正後の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)(以下「適用関係告示」という。)(第二十八条第一項の表第九号の規定の適用を受けるものについては、改正後の自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面(昭和五十八年運輸省告示第百三十一号)(以下「長距離走行告示」という。)(第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

第三条 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百一十号)による改正後の適用関係告示第二十八条第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項の規定の適用を受けるものについては、改正後の長距離走行告示第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。